

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Wakiguchi, President, Kochi University
- (2) Classification of the products to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of repair work of ward etc, Kochi Medical School Hospital
- (4) Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M. 4 December, 2014
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 15 January, 2015 (tenders brought along : 2 : 00 P.M. 15 January, 2015 or tenders submitted by mail : 2 : 00 P.M. 15 January, 2015)
- (6) Contact point for tender documentation : Facilities Planning Division, Kochi University, 2—5—1 Akebono-cho Kochi 780—8520 Japan, TEL 088—844—8136

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年11月11日

契約担当役

国立大学法人高知大学長 脇口 宏

調達機関番号 415 所在地番号 39

○第2号

1 工事概要等

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 高知大学(医病)病棟・診療棟等改修電気設備工事
- (3) 工事場所 高知県南国市岡豊町小蓮 高知大学岡豊団地内
- (4) 工事概要 本工事は高知大学医学部附属病院の病棟(鉄骨鉄筋コンクリート造、地上7階建、改修面積19,270㎡)、中央診療棟(鉄

筋コンクリート造、地上3階建、改修面積10,110㎡) 病院食堂(鉄筋コンクリート造、地上2階建、改修面積500㎡) 臨床講義棟(鉄筋コンクリート造、地上2階建、改修面積510㎡) 建築面積約15,200㎡、延床面積約30,390㎡の改修工事及び中央診療棟(鉄骨造、地上3階建、新嘗、建築面積約70㎡、延床面積約90㎡)の新嘗工事に係る電気設備工事を施工するものである。なお、本工事に伴う建築工事、機械設備工事は、別途発注される予定である。

(5) 工期 契約締結日の翌日から平成31年3月8日(金)まで

(6) 使用する主な資機材 電灯設備一式、動力設備一式、雷保護設備一式、受変電設備一式、電力貯蔵設備一式、構内情報通信網設備一式、構内交換設備一式、情報表示設備一式、拡声設備一式、誘導支援設備一式、ナースコール設備一式、テレビ共同受信設備一式、監視カメラ設備一式、入退室管理設備一式、火災報知設備一式、中央監視制御設備一式、構内配電線路一式、構内通信線路一式

(7) 本工事は、工事施工について「VE提案とVE提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画(以下、「技術提案書」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式(標準型)を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる(紙入札方式参加承諾願を4(1)に提出すること。)

2 競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者(以下「単体」という。)又は次に掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体にあつては、競争参加資格の確認までに、契約担当役から共同企業体としての認定を受けていること。

(1) 国立大学法人高知大学契約事務取扱規程第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資格者の資格を有する者であること

(3) 文部科学省における電気工事に係る一般競争参加者の資格(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。)を有し、「一般競争参加者の資格(平成13年1月6日文部科学大臣決定)第1章第4条で定めるところにより算定した点数(一般競争(指名競争)参加資格認定通知書の記2の点数)が、1,100点(共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあつては、820点)以上であること。

(4) 平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

① 単体又は共同企業体の代表者 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上5階建以上かつ延床面積が、15,000㎡以上の病院の新嘗又は全面的な改修に係る電気設備工事を施工した実績

② 共同企業体の代表者以外の構成員 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上2階建以上かつ延床面積が、5,000㎡以上の病院の新嘗又は全面的な改修に係る電気設備工事を施工した実績

(5) 共同企業体の構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

(6) 共同企業体の構成員数は、2社又は3社とする。

(7) 共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

(8) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。

(9) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とする。

(10) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

① 一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、これらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

② 平成11年度以降に、上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④ 共同企業体の場合の代表者以外の構成員については、①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(11) 工事全般の施工計画が適切であること。

(12) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人高知大学建設工事競争契約参加資格審査取扱要領(以下「参加資格審査取扱要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(13) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者(協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。